

求人者及び求職者の皆様へ

有料職業紹介による手数料の返還について

龍馬キャリアバンク（龍馬カンパニー株式会社）

（１）返戻金に関する基本事項

当社より紹介し採用された求職者が、早期退職した場合、頂戴した紹介手数料の一部を下記の基準で払い戻しいたします。ただし、求人者、求人データベース業者との個別の契約において、次の条件とは異なる取り決めを行う場合があります。

1. 入社辞退した場合 当社が受領した紹介手数料の100%を返還する
2. 入社日から1ヶ月以内の退職の場合 当社が受領した紹介手数料の50%を返還する
3. 入社日から1ヶ月を超え2ヶ月以内の退職の場合 当社が受領した紹介手数料の30%を返還する
4. 入社日から2ヶ月を超え3ヶ月以内の退職の場合 当社が受領した紹介手数料の20%を返還する
5. 入社日から3ヶ月以降の退職の場合 紹介手数料の返還はいたしません

（２）返還の免責

以下の項目に一つでも該当した場合は返還義務を免責されたものとします。

- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により退職に至った場合
- ・就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、ハラスメント、嫌がらせ等）により退職に至った場合
- ・人員整理や事業規模縮小により直接的、間接的に退職に至った場合
- ・事務所移転や一方的な遠方転勤により通勤が困難となり退職に至った場合
- ・天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり退職に至った場合
- ・求人者が当該採用者の退職日より一ヶ月以内に退職を証明できる書類を当社に提出できなかった場合
- ・その他、協議の上返還の必要がないと判断された場合